

京都府 漁業権に関する情報一覧
【定置漁業権】

| 免許番号 | 漁業者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|-----------------------|------------------------|--|--------------------|--------------------|----------------------------------|---------|-----------------------|--|
| 京定第1号 | 舞鶴市宇田井1074田井水産有限会社 | 舞鶴市宇田井の地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにキ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにコ、サ、シ、イ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分4.6秒 東経135度28分37.3秒 イ 北緯35度34分11.0秒 東経135度28分27.0秒 ウ 北緯35度34分55.0秒 東経135度28分45.0秒 エ 北緯35度34分55.1秒 東経135度28分47.1秒 オ 北緯35度34分47.0秒 東経135度29分6.0秒 カ 北緯35度33分56.8秒 東経135度28分53.9秒 キ 北緯35度33分32.7秒 東経135度29分5.1秒 ク 北緯35度33分31.7秒 東経135度29分2.5秒 ケ 北緯35度33分56.1秒 東経135度28分51.5秒 コ 北緯35度34分9.2秒 東経135度28分31.4秒 サ 北緯35度33分47.0秒 東経135度28分25.9秒 シ 北緯35度33分54.0秒 東経135度28分20.0秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇田井 | (1)カ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は12月1日から翌年2月末日までとしなければならない。 (2)コ、サ、シ、イ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は1月1日から8月31日までとしなければならない。 |
| 京定第2号 | 舞鶴市宇田井1074田井水産有限会社 | 舞鶴市宇田井の地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度35分49.6秒 東経135度28分51.9秒 イ 北緯35度36分1.8秒 東経135度29分3.5秒 ウ 北緯35度36分10.3秒 東経135度29分30.4秒 エ 北緯35度35分42.7秒 東経135度29分42.6秒 オ 北緯35度35分35.6秒 東経135度29分18.9秒 カ 北緯35度35分34.3秒 東経135度29分11.4秒 キ 北緯35度35分35.3秒 東経135度28分50.3秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇田井 | なし |
| 京定第3号 | 舞鶴市宇成生36の2有限会社成生水産 | 舞鶴市宇成生の地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにキ、ク、ケ、コ及びキの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分16.4秒 東経135度27分31.0秒 イ 北緯35度35分24.8秒 東経135度27分45.9秒 ウ 北緯35度35分18.1秒 東経135度28分6.0秒 エ 北緯35度34分58.1秒 東経135度27分55.5秒 オ 北緯35度35分8.0秒 東経135度27分32.1秒 カ 北緯35度35分11.2秒 東経135度27分31.7秒 キ 北緯35度35分3.8秒 東経135度27分23.2秒 ク 北緯35度35分4.6秒 東経135度27分22.1秒 ケ 北緯35度35分9.7秒 東経135度27分27.3秒 コ 北緯35度35分9.0秒 東経135度27分28.4秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇成生 | なし |
| 京定第4号 | 舞鶴市宇成生36の2有限会社成生水産 | 舞鶴市宇成生の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度35分48.9秒 東経135度27分42.0秒 イ 北緯35度35分54.4秒 東経135度27分48.2秒 ウ 北緯35度35分56.3秒 東経135度27分59.5秒 エ 北緯35度35分36.6秒 東経135度28分4.5秒 オ 北緯35度35分33.8秒 東経135度27分47.3秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇成生 | なし |
| 京定第5号 | 舞鶴市宇野原57の6株式会社野原水産 | 舞鶴市宇野原の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分41.0秒 東経135度26分54.6秒 イ 北緯35度36分15.5秒 東経135度26分35.2秒 ウ 北緯35度36分22.5秒 東経135度26分55.5秒 エ 北緯35度35分44.9秒 東経135度26分59.2秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇野原 | なし |
| 京定第6号 | 舞鶴市宇野原57の6株式会社野原水産 | 舞鶴市宇野原の地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度35分26.8秒 東経135度26分3.4秒 イ 北緯35度35分34.2秒 東経135度25分49.1秒 ウ 北緯35度35分48.8秒 東経135度25分38.5秒 エ 北緯35度35分57.5秒 東経135度25分59.0秒 オ 北緯35度35分42.7秒 東経135度26分7.0秒 カ 北緯35度35分27.6秒 東経135度26分6.7秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇野原 | なし |
| 京定第7号 | 舞鶴市宇三浜752有限会社三嘉 | 舞鶴市宇三浜の地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分32.3秒 東経135度22分34.4秒 イ 北緯35度33分45.0秒 東経135度22分24.1秒 ウ 北緯35度33分59.8秒 東経135度22分8.0秒 エ 北緯35度34分10.0秒 東経135度22分21.0秒 オ 北緯35度33分57.6秒 東経135度22分30.4秒 カ 北緯35度33分39.2秒 東経135度22分41.5秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇三浜 | なし |
| 京定第8号 | 舞鶴市宇野原956前田茂郎(冠島)の地先 | 舞鶴市宇野原、宇小橋及び宇三浜(冠島)の地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度41分12.2秒 東経135度25分29.2秒 イ 北緯35度41分6.0秒 東経135度25分19.1秒 ウ 北緯35度41分8.6秒 東経135度25分11.8秒 エ 北緯35度41分18.9秒 東経135度25分15.9秒 オ 北緯35度41分13.6秒 東経135度25分28.5秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇野原、宇小橋及び宇三浜 | なし |
| 京定第9号 | 舞鶴市宇下安久970の21三共水産有限会社 | 舞鶴市宇千歳の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分8.7秒 東経135度20分47.5秒 イ 北緯35度33分32.7秒 東経135度20分35.3秒 ウ 北緯35度33分41.0秒 東経135度20分54.6秒 エ 北緯35度33分7.0秒 東経135度20分50.2秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇下安久及び宇千歳 | なし |
| 京定第10号 | 舞鶴市宇千歳南脇13の7三共水産株式会社 | 舞鶴市宇千歳の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度32分12.9秒 東経135度20分11.6秒 イ 北緯35度32分12.0秒 東経135度19分56.9秒 ウ 北緯35度32分21.9秒 東経135度19分57.7秒 エ 北緯35度32分18.9秒 東経135度20分12.8秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 舞鶴市宇千歳 | なし |
| 京定第11号 | 宮津市宇小田宿野357栗田漁業生産組合 | 宮津市宇小田宿野の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分47.1秒 東経135度16分31.3秒 イ 北緯35度34分6.9秒 東経135度17分7.8秒 ウ 北緯35度33分52.1秒 東経135度17分19.9秒 エ 北緯35度33分32.3秒 東経135度16分43.5秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 宮津市宇小田宿野、宇島陰及び宇田井 | なし |
| 京定第12号 | 宮津市宇小田宿野357栗田漁業生産組合 | 宮津市宇小田宿野の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分13.3秒 東経135度16分3.7秒 イ 北緯35度34分39.7秒 東経135度16分38.2秒 ウ 北緯35度34分24.6秒 東経135度16分49.7秒 エ 北緯35度33分58.3秒 東経135度16分15.3秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 宮津市宇小田宿野、宇島陰及び宇田井 | なし |
| 京定第13号 | 宮津市宇小田宿野357栗田漁業生産組合 | 宮津市宇田井の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分28.1秒 東経135度15分27.8秒 イ 北緯35度35分28.7秒 東経135度16分15.0秒 ウ 北緯35度35分12.8秒 東経135度16分11.2秒 エ 北緯35度35分12.2秒 東経135度15分23.8秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 宮津市宇小田宿野、宇島陰及び宇田井 | なし |
| 京定第14号 | 宮津市宇小田宿野357栗田漁業生産組合 | 宮津市宇田井の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分57.1秒 東経135度15分24.7秒 イ 北緯35度35分59.0秒 東経135度15分58.8秒 ウ 北緯35度35分42.9秒 東経135度16分0.2秒 エ 北緯35度35分41.1秒 東経135度15分27.8秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 宮津市宇小田宿野、宇島陰及び宇田井 | なし |
| 京定第15号 | 宮津市宇大島208馬場 勇人 | 宮津市宇里波見の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度37分22.4秒 東経135度14分55.4秒 イ 北緯35度37分15.6秒 東経135度15分19.5秒 ウ 北緯35度37分6.4秒 東経135度15分15.7秒 エ 北緯35度37分13.2秒 東経135度14分51.6秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 宮津市宇大島、宇岩ヶ鼻、宇長江及び宇里波見 | なし |

| | | | | | | | | | |
|--------|--|-----------------------|---|--------------------|--------------------|----------------------------------|-------|-------------------------------|----|
| 京定第16号 | 宮津市宇大島1 養老漁業株式会社 | 宮津市宇里波見の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分 9.3秒 東経135度15分 5.5秒 イ 北緯35度37分39.7秒 東経135度15分59.4秒 ウ 北緯35度37分26.6秒 東経135度15分51.5秒 エ 北緯35度37分54.9秒 東経135度14分59.7秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 宮津市宇大島、宇岩ヶ 鼻、宇長江及び宇里波 見 | なし |
| 京定第17号 | 宮津市宇大島1 養老漁業株式会社 | 宮津市宇長江の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分 0.4秒 東経135度15分30.9秒 イ 北緯35度38分39.5秒 東経135度16分 8.6秒 ウ 北緯35度38分26.7秒 東経135度15分56.9秒 エ 北緯35度38分48.8秒 東経135度15分20.0秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 宮津市宇大島、宇岩ヶ 鼻、宇長江及び宇里波 見 | なし |
| 京定第18号 | 宮津市宇大島1 養老漁業株式会社 | 宮津市宇長江の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分40.7秒 東経135度16分 9.8秒 イ 北緯35度38分29.3秒 東経135度16分28.1秒 ウ 北緯35度38分17.7秒 東経135度16分17.5秒 エ 北緯35度38分28.7秒 東経135度15分58.8秒 | 定置漁業 いわし・あじ定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 宮津市宇大島、宇岩ヶ 鼻、宇長江及び宇里波 見 | なし |
| 京定第19号 | 与謝郡伊根 町字平田610 の2 伊根浦漁業 株式会社 | 与謝郡伊根 町字亀島の 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分39.5秒 東経135度17分58.4秒 イ 北緯35度39分22.3秒 東経135度18分14.3秒 ウ 北緯35度39分11.0秒 東経135度17分46.4秒 エ 北緯35度39分34.9秒 東経135度17分41.5秒 オ 北緯35度39分38.1秒 東経135度17分56.2秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 与謝郡伊根町字日出、 字平田及び宇亀島 | なし |
| 京定第20号 | 与謝郡伊根 町字平田 610の2 伊根浦漁業 株式会社 | 与謝郡伊根 町字亀島の 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分18.5秒 東経135度18分 5.2秒 イ 北緯35度39分 4.8秒 東経135度18分19.1秒 ウ 北緯35度38分51.9秒 東経135度17分40.6秒 エ 北緯35度39分35.9秒 東経135度17分30.8秒 オ 北緯35度39分31.9秒 東経135度17分38.9秒 カ 北緯35度39分33.2秒 東経135度17分41.9秒 キ 北緯35度39分11.0秒 東経135度17分46.4秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 与謝郡伊根町字日出、 字平田及び宇亀島 | なし |
| 京定第21号 | 与謝郡伊根 町字平田610 の2 伊根浦漁業 株式会社 | 与謝郡伊根 町字亀島の 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分16.4秒 東経135度18分 2.2秒 イ 北緯35度40分16.7秒 東経135度18分41.9秒 ウ 北緯35度40分36.6秒 東経135度18分38.0秒 エ 北緯35度40分34.2秒 東経135度18分 4.5秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 与謝郡伊根町字日出、 字平田及び宇亀島 | なし |
| 京定第22号 | 与謝郡伊根 町字新井無 番地 有限会社新 井崎水産 | 与謝郡伊根 町字新井の 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度41分24.6秒 東経135度18分21.9秒 イ 北緯35度41分33.4秒 東経135度18分39.1秒 ウ 北緯35度41分25.7秒 東経135度19分 2.2秒 エ 北緯35度41分 7.7秒 東経135度18分53.0秒 オ 北緯35度41分19.4秒 東経135度18分18.0秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 与謝郡伊根町字新井 | なし |
| 京定第23号 | 与謝郡伊根 町字新井無 番地 有限会社新 井崎水産 | 与謝郡伊根 町字新井の 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度42分 5.0秒 東経135度18分18.0秒 イ 北緯35度42分23.2秒 東経135度18分47.3秒 ウ 北緯35度42分 7.4秒 東経135度19分 1.2秒 エ 北緯35度41分49.0秒 東経135度18分31.8秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 与謝郡伊根町字新井 | なし |
| 京定第24号 | 与謝郡伊根 町字新井無 番地 有限会社新 井崎水産 | 与謝郡伊根 町字本庄浜 の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度43分57.7秒 東経135度17分 7.7秒 イ 北緯35度44分 8.1秒 東経135度17分40.4秒 ウ 北緯35度43分49.6秒 東経135度17分49.5秒 エ 北緯35度43分37.0秒 東経135度17分11.4秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 与謝郡伊根町字新井、 字本庄浜及び宇野室 | なし |
| 京定第25号 | 与謝郡伊根 町字浦入 1123の6 浦入水産株 式会社 | 与謝郡伊根 町字浦入の 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度45分33.7秒 東経135度15分23.5秒 イ 北緯35度45分46.1秒 東経135度15分54.2秒 ウ 北緯35度45分32.4秒 東経135度16分 3.8秒 エ 北緯35度45分16.7秒 東経135度15分22.4秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 与謝郡伊根町字浦入 | なし |
| 京定第26号 | 与謝郡伊根 町字浦入 1123の6 浦入水産株 式会社 | 与謝郡伊根 町字浦入の 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度45分48.8秒 東経135度14分44.2秒 イ 北緯35度46分14.5秒 東経135度15分12.7秒 ウ 北緯35度46分 2.2秒 東経135度15分28.9秒 エ 北緯35度45分36.6秒 東経135度15分 0.2秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 与謝郡伊根町字浦入 | なし |
| 京定第29号 | 京丹後市網 野町浜詰小 字夕日42の 1 先 浜詰漁業生 産組合 | 京丹後市網 野町浜詰の 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分35.4秒 東経134度57分38.8秒 イ 北緯35度41分 5.4秒 東経134度57分15.4秒 ウ 北緯35度41分16.3秒 東経134度57分31.2秒 エ 北緯35度40分42.7秒 東経134度57分50.1秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 京丹後市網野町浜詰、 塩江及び磯 | なし |
| 京定第30号 | 京丹後市網 野町浜詰小 字夕日42の 1 先 浜詰漁業生 産組合 | 京丹後市網 野町浜詰の 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度41分 5.4秒 東経134度57分15.4秒 イ 北緯35度41分25.6秒 東経134度56分54.5秒 ウ 北緯35度41分41.6秒 東経134度57分17.0秒 エ 北緯35度41分16.3秒 東経134度57分31.2秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 京丹後市網野町浜詰、 塩江及び磯 | なし |
| 京定第31号 | 京丹後市久 美浜町湊宮 1664 湊漁業株式 会社 | 京丹後市久 美浜町湊宮 の地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分33.0秒 東経134度53分50.7秒 イ 北緯35度40分 8.2秒 東経134度54分 3.6秒 ウ 北緯35度40分 6.2秒 東経134度54分35.1秒 エ 北緯35度39分31.8秒 東経134度54分23.8秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 京丹後市久美浜町湊宮 及び浦井 | なし |
| 京定第32号 | 京丹後市久 美浜町湊宮 1664 湊漁業株式 会社 | 京丹後市久 美浜町湊宮 の地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯35度40分 8.2秒 東経134度54分 3.6秒 イ 北緯35度40分45.2秒 東経134度54分14.8秒 ウ 北緯35度40分45.2秒 東経134度54分24.4秒 エ 北緯35度40分37.7秒 東経134度54分22.4秒 オ 北緯35度40分37.7秒 東経134度54分45.0秒 カ 北緯35度40分 8.2秒 東経134度54分35.1秒 | 定置漁業 ぶり定置漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで | 個別漁業権 | 京丹後市久美浜町湊宮 及び浦井 | なし |